

別表

一般社団法人群馬県薬剤師会差等割会費要項

- 1 この要項は一般社団法人群馬県薬剤師会（以下「本会」という。）会費規程第2条、第3条第2項及び第7条第4項に基づき、差等割会費の額並びに徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 差等割会費は、保険薬局業務に付随して発生する、医薬分業推進事業を支援すること、を目的としている会費である。
- 3 差等割会費の額は別記ランク表のとおりとする。
- 4 ランクの決定方法は次のとおりとする。
 - (1) 前年1月～12月分の調剤報酬請求における、処方せん受け取り回数の合計を基礎として、ランクを決定する。
 - (2) 年の途中で入会等により、調剤報酬請求が始まった場合には、月平均×12の数を年間受け取り回数と見なす。
ただし、11月から請求が始まった場合には、翌年1月～3月請求の合計÷3×12で得た数を年間受け取り回数と見なす。
- 5 前項で決定した会費は翌年度会費（4月～3月）として保険薬局に請求する。
ただし、入会等により年度の途中から請求が始まった場合のその年度の会費額等は、下記のとおりとする。

調剤報酬の 初回請求月	会費額決定の 計 算 方 法	会 費 額	会 費 の 初 回 請 求 月
2～4月の間	4～6月請求の合計 ÷3×12	年度会費の 3/4	8月から3回 請求
5～7月の間	7～9月請求の合計 ÷3×12	年度会費の 2/4	11月から2回 請求
8～10月の間	10～12月請求の合計 ÷3×12	年度会費の 1/4	2月から1回 請求
11～1月の間	1～3月請求の合計 ÷3×12	当年度につ いては免除	

- 6 差等割会費については、会計年度中4回（5月・8月・11月・2月）に分けて、本会が地域薬剤師会に行う請求に基づき、地域薬剤師会がA会員が勤務する保険薬局から徴収し、本会へ納めるものとする。
- 7 前項の規定に関わらず、地域薬剤師会から申し出があった場合には、本会が保険薬局に直接行う請求に基づき、保険薬局が直接本会に納めることができる。
- 8 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の議決により行う。
- 9 この規程の施行に際し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

別記

差等割会費ランク表

ランク	年間処方せん受取回数	年会費額	1/4 回額
A	0 ~ 500	0	0
B	501 ~ 1,000	7,000	1,750
C	1,001 ~ 4,000	13,000	3,250
D	4,001 ~ 8,000	50,000	12,500
E	8,001 ~ 12,000	75,000	18,750
F	12,001 ~ 16,000	100,000	25,000
G	16,001 ~ 20,000	130,000	32,500
H	20,001 ~ 30,000	150,000	37,500
I	30,001 ~ 40,000	220,000	55,000
J	40,001 ~ 50,000	280,000	70,000
K	50,001 以上	350,000	87,500